

事 務 連 絡
令 和 3 年 3 月 31 日

全国民生委員児童委員連合会 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

重層的支援体制整備事業と民生委員・児童委員との連携について

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号。）により改正された社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和3年4月1日から施行されることとなりました。

重層的支援体制整備事業は、従来の支援体制では対応の難しい複雑化・複合化した課題に対応するため、市町村全体として包括的な支援体制を構築するものであり、これにより民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の活動がより円滑に実施できる環境が整備されるものと考えられます。

このため、市町村が重層的支援体制整備事業を実施する際は、民生委員もこれらの施策に積極的に関与し、重層的支援体制整備事業との連携を十分に図ることが重要です。

以上を踏まえ、民生委員と重層的支援体制整備事業における連携について下記のとおり連絡しますので、貴会におかれては、十分にご了知の上、都道府県・市区町村民生委員児童委員協議会を通じた民生委員への周知について特段の配慮をお願いします。

なお、重層的支援体制整備事業は、市町村が任意で取り組む事業であるため、各民生委員が所在する市町村において、重層的支援体制整備事業を実施しているか否かについては、市町村にご照会いただきますようお願いいたします。

また、別紙のとおり当課より各都道府県、指定都市及び中核市の民生主管部（局）宛ての通知が発出されているため、詳細な説明については当該通知を参照いただくよう留意願います。

記

1 重層的支援体制整備事業との連携について

市町村における包括的な支援体制の構築に向けては、重層的支援体制整備事業と民生委員との相互の日常的な連携体制を構築することが望ましい。そのため、民生委員においては、以下のような重層的支援体制整備事業との連携をお願いする。

- ・ 重層的支援体制整備事業は、地域の複雑化・複合化した相談に対応する機能を強化するため、支援関係者の役割分担を行う多機関協働事業を設けている。民生委員が受け止めた相談のうち、本人やその世帯が複雑化・複合化した課題を抱えており、既存の支援体制では対応が難しい場合は、本人の同意を得た上で、支援関係機関の役割分担等を行う多機関協働事業者につないでいただきたいこと。また、市町村から重層的支援会議・支援会議への参画を求められた際は、積極的に協力いただきたいこと。
- ・ 重層的支援体制整備事業は、多機関協働事業のほか、既存の社会参加に向けた支援では対応できない狭間の個別ニーズのある者に対して社会参加に向けた支援を行う参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）及び世帯や属性を超えて交流できる場の整備や地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行う地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）を一体的に実施することとしている。民生委員の活動もこれらの事業と連携することにより、より円滑に実施できる環境が整備されることになるため、参加支援事業者や地域づくりコーディネーター（介護の生活支援コーディネーター等の地域づくり事業においてコーディネーターとして従事する者をいう。）等と積極的に連携いただきたいこと。

2 個人情報の適切な取扱い

本人を他の支援関係機関につなぐ場合や、他の支援関係機関とともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たって本人に同意を得ることが基本となる。

また、本人との接触ができていないなど同意が得られない時点において、双方の機関で情報共有を行う場合には、法律上守秘義務が課された支援会議の場等で行うこと。

なお、民生委員については、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 15 条において守秘義務が課されているが、法第 106 条の 6 第 3 項及び第 4 項において、支援会議における重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の授受が認められていることから、支援会議において個人情報を含む情報の提供を行うことが可能である。

社援地発 0331 第 9 号
令和 3 年 3 月 31 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

重層的支援体制整備事業と社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等
との連携について

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号。以下「改正法」という。）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

地域共生社会の理念は、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方であり、これは地域福祉の推進の目的と相通するものです。

また、重層的支援体制整備事業は、従来の支援体制では対応の難しい複雑化・複合化した課題に対応するため、市町村全体として包括的な支援体制を構築するものであり、社会福祉協議会、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）及び寄り添い型相談支援事業（よりそいホットライン）と重層的支援体制整備事業の連携を十分に図っていただくことが重要です。

以上を踏まえ、社会福祉協議会及び民生委員等と重層的支援体制整備事業における連携について下記のとおり通知しますので、貴職におかれては、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくよう

お願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 地域共生社会について

地域共生社会は、日本の社会保障制度の成り立ちや、個人の抱える課題の複雑化・複合化といった社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。この考え方は、平成 29 年の社会福祉法の改正によって、地域福祉の推進においては、地域住民が主体となって地域生活課題の解決を目指す旨と、市町村における包括的な支援体制の整備に係る努力義務が規定されたことで、社会福祉法上明文化された。今回、包括的な支援体制の整備を一層推進するため、新たな法定事業である重層的支援体制整備事業の創設に至っている。

そして、今回、改正法によって、地域福祉の推進（法第 4 条）の理念として、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない旨が改めて掲げられたことから分かるように、地域共生社会の実現は、地域福祉が一つの核となり展開されるべきものである。

重層的支援体制整備事業の実施に当たっても、この点を十分に意識し、住民主体の地域づくりと支援関係機関（地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関をいう。以下同じ。）や重層的支援体制整備事業の委託を受けた者等の連携による支援体制の構築を一体的に進め、個別支援を起点とする包括的相談支援事業者や多機関協働事業者においても、支援体制の構築に当たっては、本人や世帯の地域での継続的な営みを社会協議会や民生委員等の支援関係者とともに支援していけるよう検討や調整を進めていただきたい。

2 重層的支援体制整備事業について

（1）多機関協働事業

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例（※ 1）については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※ 2）につなぎ、課題

の解きほぐしや、包括的相談支援事業者（※3）をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより適切な支援を行うこととしている。

（※1）具体的には以下のような場合が考えられる。

- ・ 家計、仕事、家事、住まい、子どもの教育や進学、心身の健康、親族の介護・認知症、DVなど、一つの世帯に複数の課題があり、各支援関係機関の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合
- ・ 様々な要因によって社会的孤立、近隣トラブル、家族間の関係、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合
- ・ 既存の支援事業等の対象にはならない狭間のニーズがあるケースで、各支援関係機関間で、相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合

（※2）重層的支援体制整備事業を実施する市町村から、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

（※3）重層的支援体制整備事業を実施する市町村から、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第1号に掲げる以下の事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

- ・ 地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業）
- ・ 障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項第3号に掲げる事業）
- ・ 利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業）
- ・ 生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項各号に掲げる事業）

（2）重層的支援会議・支援会議への参加等

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、支援関係機関が連携して支援にあたるため、多機関協働事業者の呼びかけにより、重層的支援会議（重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議をいう。以下同じ。）を開催し、複合化・複雑化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うとともに、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行うこととされている。

なお、情報共有に関して本人同意のない場合は、重層的支援会議ではなく、法第 106 条の 6 第 1 項に規定する支援会議を開催することとされている。この支援会議においては、同条第 3 項及び第 4 項において必要な情報の授受等を規定していること、同条第 5 項において構成員等に対する守秘義務を規定していることから、本人同意の有無に関わらず、関係者間で支援に必要な情報共有等が可能とされている。

また、重層的支援会議・支援会議の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情と本人やその世帯が地域生活を送るに当たって抱える課題等に応じ、支援関係機関等と調整の上決定していくこととなる。

さらに、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、既存の会議体（生活困窮者自立支援法第 9 条第 1 項に規定する支援会議、介護保険法第 115 条の 48 に規定する地域ケア会議等）と組み合わせて開催することが可能な場合には、既存の会議体と時間を切り分けて同日に開催する等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努めていただきたい。

(2) アウトリーチ等を通じた早期の支援

すでに課題が深刻化した者への支援を行うだけでなく、課題の深刻化を防ぐためには、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者（※）といった潜在的な相談者を把握し、早期に関わりを作り、アウトリーチ等を通じた支援を行うことが重要である。

重層的支援体制整備事業においては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）として、長期のひきこもりの状態にある者など支援の手が届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を行う事業を実施することとしている。

（※）具体的には以下のような場合が考えられる。

- ・ 8050 問題や介護と育児のダブルケアなど、一つの世帯に複数の課題が存在していると考えられるが、各支援関係機関の支援が届いていない場合
- ・ ごみ屋敷や騒音等のトラブルなどにより、世帯全体が地域から孤立している場合
- ・ 現時点では本人には明確な課題が確認されていないが、多子世帯等で養育環境に課題がある場合や、親が障害を有している等の事情により祖父母が育児を担っている場合など、将来的に課題が発生する可能性が高い場合

(3) 参加支援事業における社会資源の積極的な活用

ア 参加支援の考え方

1の地域共生社会の理念を踏まえ、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、包括的な支援体制の構築を進めるに当たって強化すべき機能である。

この参加支援は、本人や世帯が、地域や社会との関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援であり、既存の事業においても、例えば、生活困窮分野における就労準備支援事業や障害分野における就労継続支援B型事業などにおいて、この目的に重なるような取組が行われている。

イ 重層的支援体制整備事業における参加支援事業

市町村全体における包括的な支援体制の構築に向けて、重層的支援体制整備事業においては、多機関協働事業において受け止めた者のうち、社会参加を進めるにあたって既存の社会参加に向けた支援では対応できない狭間の個別ニーズのある者について、参加支援の機能を有する地域の社会資源を活用し、本人や世帯が社会と継続的につながる機能を強化するため、新たに参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）を実施することとしている。

この参加支援事業においては、本人のニーズや課題を丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートをし、本人と支援メニューのマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源を拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ることとしている。

(4) 地域づくりに向けた支援について

ア 地域づくりに向けた支援の考え方

個人が地域やコミュニティにおける住民同士の関係性の中で、自身の希望や能力に応じて何らかの役割を果たすことは、自己肯定感や自己有用感を育むことに資する。

また、地域やコミュニティにおいて、お互いを気にかけて支え合う関係性が育まれる結果、社会的孤立の発生や深刻化を防ぐことにも資するものであり、地域での関係性やつながりが充実していることが、個人の自己実現にもセーフティネットの強化にもつながっていく。

このように、地域づくりに向けた支援の考え方は、元来、地域福祉政策及び各地で実践されてきた地域福祉活動が目的としているところと共通して

いる。

イ 重層的支援体制整備事業における地域づくり事業

重層的支援体制整備事業のうち、地域づくり事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）においては、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業（※）の取組を活かしつつ、世帯や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うこととしている。

（※）以下の事業が対象とされている。

- ・ 一般介護予防事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号）のうち地域介護予防活動支援事業
- ・ 生活支援体制整備事業（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号）
- ・ 地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 9 号）
- ・ 地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号）
- ・ 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

3 社会福祉協議会及び民生委員等との連携

（1）社会福祉協議会との連携

ア 多機関協働事業者等における連携

多機関協働事業者や包括的相談支援事業者、アウトリーチ支援事業者（※）（以下「多機関協働事業者等」という。）においては、社会福祉協議会から課題の解きほぐし等が必要と考えられる者について対応の依頼があった場合には、適切に関係者間において情報共有し、支援をしていただきたい。また、多機関協働事業者等においては、社会福祉協議会が提供する福祉サービス等の利用を希望する者については、社会福祉協議会につなぐとともに、社会福祉協議会と連携して支援を実施されたい。

（※）重層的支援体制整備事業を実施する市町村から、法第 106 条の 4 第 4 項の規定により、同条第 2 項第 4 号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

イ 重層的支援会議・支援会議への参加

市町村や多機関協働事業者においては、社会福祉協議会が提供する福祉サービス等の利用が効果的であると判断される者等への支援に関して重層的

支援会議・支援会議を開催する場合は、必要に応じて社会福祉協議会に参画を依頼することが望ましい。

ウ 参加支援事業における連携

参加支援事業者（※）においては、社会福祉協議会から、参加支援事業の活用等に関して相談を受けた場合には、本人のニーズや地域の社会資源を踏まえ、適切に情報共有や支援の引き継ぎを行い、参加支援を実施する。

また、参加支援事業者が支援を実施する中で、社会福祉協議会による支援を実施することが効果的であると判断した場合には、適切に連携して支援していただきたい。加えて、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターや住民のつながりの場の活動等についても、積極的な活用を図られたい。

（※）重層的支援体制整備事業を実施する市町村から、法第 106 条の 4 第 4 項の規定により、同条第 2 項第 2 号に掲げる参加支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

エ 地域づくり事業における連携

重層的支援体制整備事業に配置される地域づくりコーディネーター（介護の生活支援コーディネーター等の地域づくり事業においてコーディネーターとして従事する者をいう。以下同じ。）においては、日頃から社会福祉協議会が行う住民のつながりの場や見守り活動、ボランティア・市民活動センター等の地域課題の解決に向けた取組を把握した上で、地域において自ら構築したネットワークを活かした活動を積み重ねていくことで、地域におけるつながりの充実を図ることが重要である。こうした活動や社会福祉協議会との連携を通じて、複雑化・複合化した課題を抱える者を把握した場合には、多機関協働事業者等と情報共有を行うなど連携を図られたい。

（2）民生委員・児童委員との連携

ア 多機関協働事業者等における連携

多機関協働事業者等においては、民生委員から課題の解きほぐし等が必要と考えられる者について対応の依頼があった場合には、適切に関係者間において情報共有し、支援をしていただきたい。

また、多機関協働事業者等においては、民生委員による見守り等の支援を希望する者については、民生委員と連携して支援を実施されたい。

イ 重層的支援会議・支援会議への参加

市町村や多機関協働事業者においては、民生委員による見守り等の支援が

有効と考えられる者への支援に関して重層的支援会議・支援会議を開催する場合は、必要に応じて当該地区の民生委員に参画を依頼することが望ましい。

ウ 参加支援事業及び地域づくり事業における連携

参加支援事業者及び地域づくり事業を実施する者（地域づくりコーディネーターを含む。）においては、民生委員から、参加支援事業又は地域づくり事業の活用等に関して相談を受けた場合には、本人のニーズや地域の社会資源を踏まえ、適切に情報共有や支援の引き継ぎなどの参加支援を実施されたい。

(3) 寄り添い型相談支援事業（よりそいホットライン）との連携

多機関協働事業者等においては、寄り添い型相談支援事業（よりそいホットライン）の事業者から課題の解きほぐし等が必要と考えられる者について対応の依頼があった場合には、関係者間で適切に情報共有し、支援していただきたい。

4 制度の相互理解等

(1) 相互理解の促進

社会福祉協議会及び民生委員等と重層的支援体制整備事業は、相互に密接した支援関係にあることから、市町村の担当部局や支援関係機関間の相互理解を深めるため、相互に日常的な連携（双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を確保することが望ましい。

都道府県については、法第6条第3項において、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、重層的支援体制整備事業に係る研修の実施や支援関係機関間のネットワーク構築支援等の必要な支援を継続的に行うとともに、社会福祉協議会及び民生委員等と重層的支援体制整備事業との連携事例等に関する情報について、各都道府県域内での共有に努めていただきたい。

国においても令和3年度以降、各種研修や全都道府県での説明会の実施、各地域における取組事例の発信など、重層的支援体制整備事業や包括的な支援体制の構築の取組にかかる理解促進を進めていくこととしているため、これらの積極的な活用や参加をお願いしたい。

(2) 情報共有等にあたっての留意事項

本人を他の支援関係機関につなぐ場合や、他の支援関係機関とともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たって本人の同意を得ることが基本となる。

また、本人との接触ができていないなど同意が得られない時点において、双方の機関で情報共有を行う場合には、法律上守秘義務が課された支援会議の場等で行うこと。

なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意されたい。